

畑かん利用促進にかかる受託体制等可能性調査業務委託 仕様書

1 目的

畑かんを利用した営農を推進するにあたり、広く複数の農地を持つ大規模経営体が、散水器具の設置・撤去にかかる労力や面積に応じてかかる賦課金を負担と感じているため、畑かんの利用面積を伸ばせない状況がある。この課題に対し、散水作業を請け負う受託体制や面積に応じた賦課金の割引等の検討を行うため、県内外における取組事例の収集や各種分析を行い、本県における畑かん営農推進の基礎資料とする。

2 委託内容

公募により選定した事業者は、以下の業務を行うものとする。

(1) 畑かん散水作業の受託体制の検証

- ・畑かん散水作業（散水器具の設置、散水作業、片付け）を請け負う体制や組織を検証するため、受託面積や料金体系など組織として成り立つ条件を整理すること。

(2) 土地改良区の料金体系（賦課金）の調査・分析

- ・県外各地の営農状況と土地改良区における普通畑（露地園芸）における賦課金などの料金体系を分析し、本県の営農状況および賦課金との比較を行うこと。
- ・本県で賦課金の大規模面積割引を行う場合の料金体系、割引をした料金体系で土地改良区の収入がどのように変化するかシミュレーションや損益分岐点の検証を行うこと。

(3) 成果報告書の作成

(4) その他業務の実施に当たって必要な事項

※県内における土地改良区の状況や賦課金等の情報は、基本的に公表資料（オープンデータ）を活用すること。

※県内外の受託組織、土地改良区への聞き取りや意見交換を行う場合は、委託者と事前調整のうえ実施すること。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日

4 成果品等

各種事例や調査、検証内容を成果報告書にまとめ、電子データで提出すること。

5 その他

- (1) 当該業務は、契約によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 当該業務の受託者は、業務を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うとともに

に、業務の進行については随時報告すること。

- (3) 当該業務の受託者は、業務を実施するに当たっての一切の責任を持つこと。万一、トラブル等が発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (4) 成果品についての権利は、県に帰属する。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。